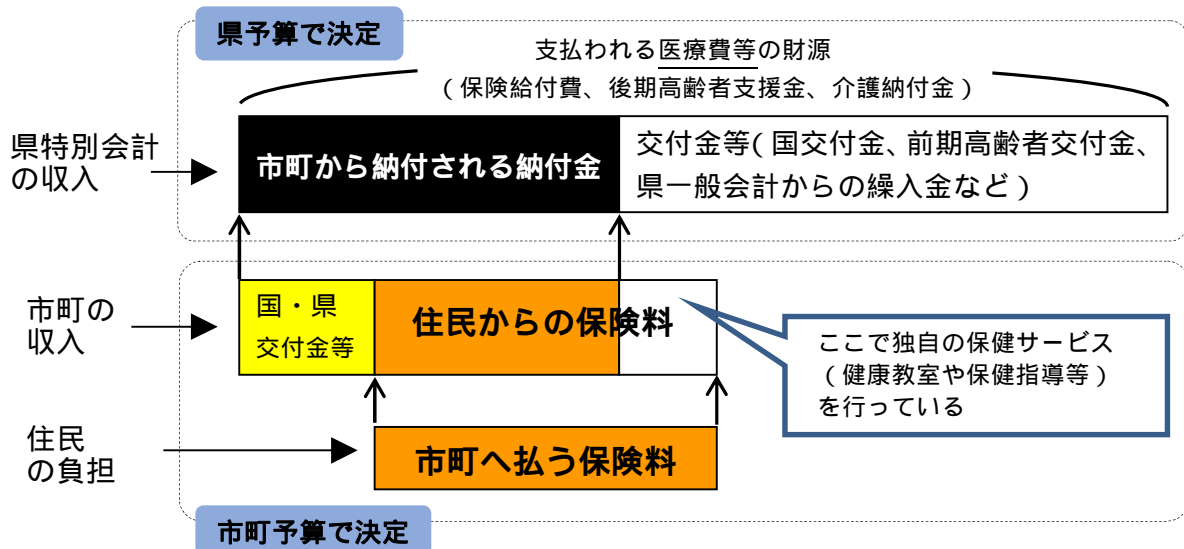


令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定について

1 国民健康保険事業費納付金算定の考え方について

市町が県に納付する令和3年度の納付金について、12月末に厚生労働省から示された指標や予算見込等（国交付金の配分額、診療報酬改定、被保険者数の推計等）を用いて算定しました。

（納付金と保険料（税）の関係図）



納付金の算定については、令和3年度の国民健康保険事業に係る保険給付費等がどの程度必要になるかを推計するところから始まります。年度ごとに変わる医療費や被保険者（国民健康保険加入者）数の増減など、厚生労働省から示された数値等を盛り込んで算定するものです。

具体的には、保険給付費等総額の支払に必要となる額から国や県からの交付金等の納付金以外の収入を控除し、最終的に市町から納付される額を算定します。

本県においても、医療の高度化や被保険者の高齢化等により社会保障関係経費が増加しており、令和3年度の国民健康保険事業に係る保険給付費の伸び率は令和2年度の当初予算に比べ0.24%の増加を見込んでいます。

なお、平成30年度からの制度改正を原因とした負担増が発生している市町については、国と県が補てんを行うこととしていますので、納付金の増減は、各市町における医療費の増減や被保険者数の増減および年齢構成の変動等を原因としたものとなります。

2 令和3年度における納付金の算定結果について（別表5）

保険給付費の伸び率は令和2年度当初予算に比べ0.24%の増加を見込んでいますが、前期高齢者交付金621億4,627万円（約17億円増）、国と県が行う国保制度改正を原因とした負担増に対する補てん7億1,756万円の公費の交付、また、決算剰余金6億9,997万円の活用等により、各市町が負担する納付金は462億

9,653万円( 12億1,378万円 2.55%の減)となっています。

各市町別では、令和2年度に比べて納付金の負担が増える市町は2(負担増額は2,880万円)、減る市町は27(負担減額は12億4,258万円)となっています。

負担が増える市町の主な理由は、被保険者数の増加によるものです。

一方、負担が減少する市町の主な理由は、被保険者数の減少や前期高齢者交付金の増額によるものです。

各市町においては上記の納付金をベースに、国と県の交付金(県全体で約63億円を想定)や基金繰入金等に加え、独自の保健事業の費用等を勘案したうえで、住民からの保険料(税)を算定していくこととなります。

### 3 今後の予定

今後、令和3年度の納付金、標準保険料率を確定し、市町へ正式通知するとともに、県ホームページで公表します。